

都市計画道路区域内における建築許可基準の一部緩和について

都市計画道路区域内における建築許可基準の一部緩和を実施します。(令和3年4月1日から)

<現行の建築制限>

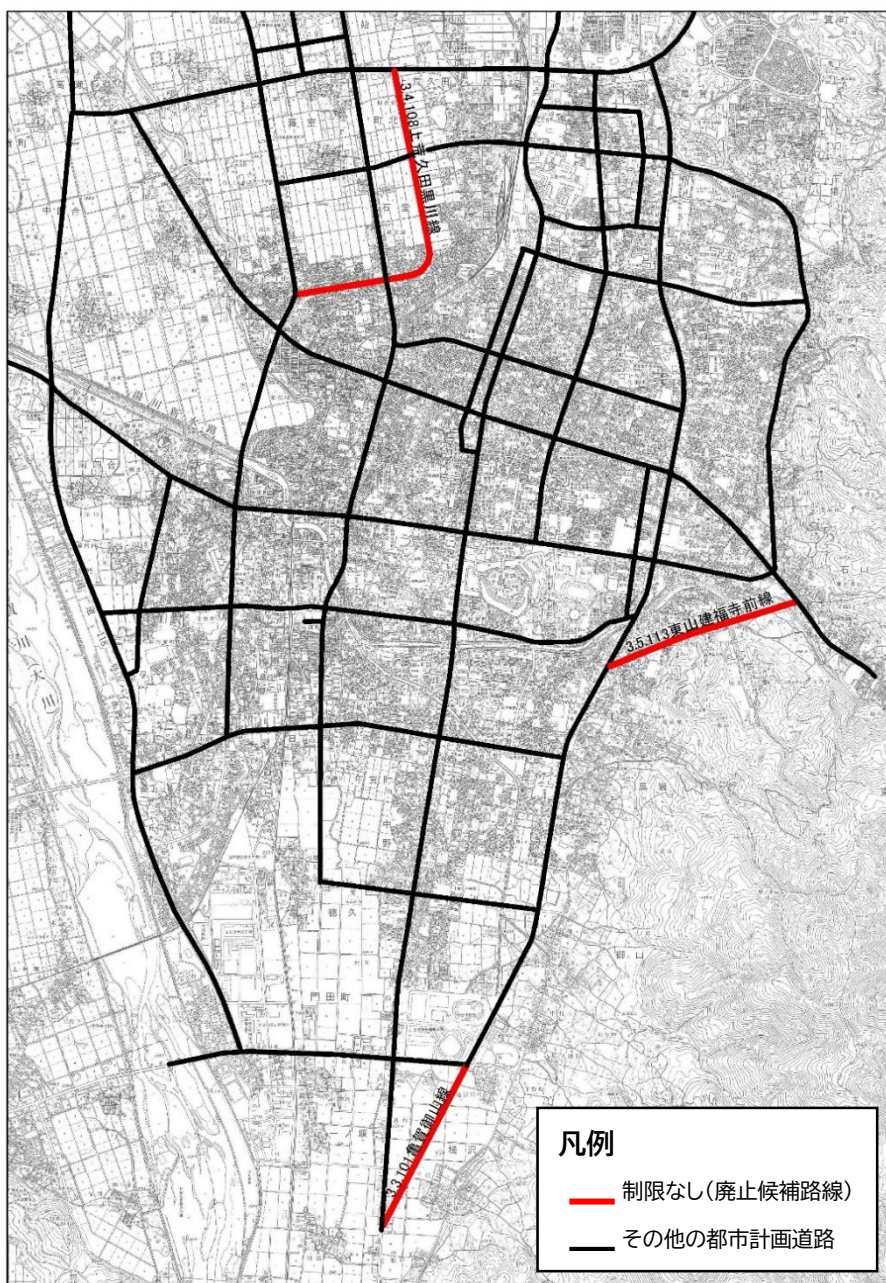
許可できる建築物

- ① 2階以下で地下がないこと。
- ② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
- ③ 容易に除去又は移転できること。

<緩和後の建築制限>

許可申請に係る建築物の建築が、「会津若松市長期末着手都市計画道路見直し計画」において、**廃止候補路線**（下記図参照：赤線）の区域内において行われる場合は、**建築制限がかかりません**。

上記以外の路線については、これまでと同様の建築制限となり、また、建築の許可については、これまでと同様に必要となります。



<問合せ先 会津若松市役所建設部都市計画課 電話 0242-39-1261>